

パブリック・コメントの実施結果（意見の公表）
ー 平生町立学校の将来の在り方検討委員会からの意見募集 ー

1 案 件 名：平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）

2 募集期間：令和6年12月6日 ～ 令和7年1月16日

3 提出方法別提出人数と意見件数

提出方法	郵送	FAX	電子メール	持参	計
提出人数	0	0	1	0	1
意見件数	0	0	4	0	4

4 意見の取扱い

修 正	既掲載	参 考	その他
0	0	2	2

- ・修 正・・・案を修正したもの
- ・既掲載・・・すでに案に盛り込まれていたもの
- ・参 考・・・今後の参考としたもの
- ・その他・・・意見として伺ったもの

5 提出された意見の概要と検討委員会の考え方

意見No.	1
該 当 箇 所	第1章 はじめに （1）平生町のまちづくりと教育方針
意見等の取扱い	その他
提出意見の概要	平生町として、どのような学校教育を生徒に提供するか、それが教職員、保護者、家庭、そして地域にどのようにポジティブな影響をもたらすかのビジョンについて語られていないと考えます。 オランダで発展したイエナプランを公立学校で導入する動きが全国的に増えています。子ども一人一人が尊重され、主体的・協働的に学ぶ手法やコンセプトが、文部科学省が掲げる「令和の日本型学校教育」の実践として捉えられているためです。昨今、平生町議会議員も中国地方で導入している公立学校を視察したと伺いました。 よい教育のために保護者が生徒を連れてその地域へ移り住むのはよくあることです。優れた教育を提供し、地域が今後も豊かになることが目標として定められるのが望ましいです。単なる合理化でなく、町の発展のためとなる統合の目玉となるような教育上の価値提供を、検討ではなく、早急に計画すべきと考えます。
検討委員会の考え方	答申の作成に向けては、令和3年に中央教育審議会が示した「令和の日本型学校教育」を含め、教育を取り巻く動向等（検討基本資料等としてHPに公表しています）をまずは確認して検討をはじめました。 また、合理化のための基本構想（答申）という考えではなく、義務教育段階の小・中学校の役割の大きさを認識したうえで検討を行ってまいりました。そしてこの度、子どもたちにより上質の教育を提供し、保護者や地域住民の信頼や期待に応え、また、地域コミュニティの拠点として歩み、共に成長できる学校を「新しい時代の学びを実現する町立学校」として答申案にお示ししたところで、基本構想（答申）の実現をめざして、誇れる学校教育環境とするためには、今後は、基本構想を具体的に推進していく会議等により、具体的な基本計画が早急に策定されるよう進めていく必要があります。 そこでは、イエナプランにある異年齢集団での協働的な学びや個別最適な学びを支える教育課程や施設についての具体化も考えられることから、先進校視察も有効であると考えられます。 なお、学校教育の子どもへの提供やその影響などについては、「第1章（1）」に記載の「平生町教育振興基本計画（2021～2025年度）」（HPに公表しています）に示されています。

意見No.	2
該 当 箇 所	第 1 章 はじめに （2）基本構想策定の背景と必要性
意見等の取扱い	参考
提出意見の概要	小規模特認校の制度で佐賀小学校に児童を通わせている保護者がどのような希望を持って通学させているのか（きたのか）、区域外通学の生徒がいることで区域内の生徒にどんなポジティブな影響を感じているのかを整理することが望ましいと考えます。
検討委員会の考え方	小規模特認校制度の利用の希望理由としては、少人数教育ならではの目の行き届いた教育や地域の方々と交流し、一緒に育つことのできるのびやかな校風に期待されていると考えられ、佐賀小学校区内の児童にとっては、学習集団が極度に小さくなることによる影響の低減（多様な意見に触れる機会、運動・文化活動などの集団教育活動、教職員定数等）などに効果があると認識し、これからの少子化の進行予測とあわせて審議を進めました。 学校規模による整理は、「第 2 章（1）ウ、（2）ウ」などにその概要等を記載しました。また、佐賀小のよさ（少人数教育や地域連携）を引き継ぐことについては、「第 2 章（3）イ（イ）」「第 6 章（3）」にも取り上げてはいますが、地域との強いつながりの中で少人数教育のよさが十分に発揮されてきた佐賀小のよさをどのように引き継ぐかについては、引き続き丁寧な検討が望まれます。

意見No.	3																														
該 当 箇 所	第2章 適正規模・適正配置と一貫教育の在り方 (1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方と情報 ア 児童生徒数の現状																														
意見等の取扱い	その他																														
提出意見の概要	人口減少や児童生徒数の減少に関する統計は豊富ですが、そのデータが示す現状がどの程度地域に特有の問題か、全国平均や類似地域との比較がなく判断しかねます。比較対象となる地域の情報を整理してください。																														
検討委員会の考え方	全国の出生数は2016年に100万人を割り込み、2023年には75万人台になるなど、想定を上回るスピードで少子化が進んでいます。こうした中、下にお示しした表をご覧くださいと、全国の公立小学校では統廃合等により学校数が減少し、学級規模別学校数(割合)の推移では、全体として見ると5学級以下の小規模校は減少し、標準規模(12学級以上18学級以下)以上の中・大規模の学校の割合が増加傾向にあることがわかります。 国においても「公立学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(2015年)」等を発出し、最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討するよう求めており、学校施設の老朽化が全国的に進んでいることにも伴って、学校規模の適正化に係る検討は今後も広く進められていくものと想定されます。 そうした中、児童生徒数の減少は、程度に差はありますが全国的なところでもあり、答申案についても、全国のこれまでの市町村の検討状況等も参考にしつつ協議をしてきましたが、基本的には、HPに公開しています検討基本資料やアンケート調査、平生町の現状・取組、国や県等の動向をもとに検討を進めてきており、特定の地域を類似地域として答申にお示しすることは難しいと考えます。 <table><tr><td>山口県 の全小 学校数</td><td>全国</td><td>小学校数</td><td>5学級以下の学校数(割合)</td><td>標準規模以上の中・大規模学校数(割合)</td></tr><tr><td>388</td><td>1989年</td><td>23,695</td><td>3,116(13.3%)</td><td>13,088(55.2%)</td></tr><tr><td>385</td><td>1998年</td><td>23,325</td><td>3,123(13.4%)</td><td>11,663(50.0%)</td></tr><tr><td>354</td><td>2008年</td><td>21,892</td><td>2,774(12.8%)</td><td>11,284(51.5%)</td></tr><tr><td>306</td><td>2019年</td><td>19,096</td><td>1,689(8.8%)</td><td>10,899(57.1%)</td></tr><tr><td>293</td><td>2024年</td><td>18,602</td><td>1,634(8.8%)</td><td>10,866(58.4%)</td></tr></table> 「人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設等の在り方について(令和2年文科省)」及び学校基本調査を基に作成したものです。	山口県 の全小 学校数	全国	小学校数	5学級以下の学校数(割合)	標準規模以上の中・大規模学校数(割合)	388	1989年	23,695	3,116(13.3%)	13,088(55.2%)	385	1998年	23,325	3,123(13.4%)	11,663(50.0%)	354	2008年	21,892	2,774(12.8%)	11,284(51.5%)	306	2019年	19,096	1,689(8.8%)	10,899(57.1%)	293	2024年	18,602	1,634(8.8%)	10,866(58.4%)
山口県 の全小 学校数	全国	小学校数	5学級以下の学校数(割合)	標準規模以上の中・大規模学校数(割合)																											
388	1989年	23,695	3,116(13.3%)	13,088(55.2%)																											
385	1998年	23,325	3,123(13.4%)	11,663(50.0%)																											
354	2008年	21,892	2,774(12.8%)	11,284(51.5%)																											
306	2019年	19,096	1,689(8.8%)	10,899(57.1%)																											
293	2024年	18,602	1,634(8.8%)	10,866(58.4%)																											

意見No.	4
該 当 箇 所	第 2 章 適正規模・適正配置と一貫教育の在り方 （２）小中一貫教育への移行と進化（深化） イ 「施設分離型小中一貫教育」から「施設一体型小中一貫教育」へ
意見等の取扱い	参考
提出意見の概要	小中一貫教育の実施におけるメリット・デメリットを整理して情報開示していただきたいです。
検討委員会の考え方	6・3・3 制開始からこれまでの 80 年間に子どもの体格も学びの成長も変化し、国においても小中連携を発展させた一貫教育が打ち出され 10 年以上が経過しています。 このことから、まずは、「第 2 章（２）ア」のはじめに、子どもたちの「学び」と「育ち」を系統性や連続性、適時性のあるものにしていく指導体制の確立がますます重要となってきたことを示し、町教育委員会では、施設分離型小中一貫教育が令和 8 年度からスタートできるように準備を進めていることを記載しました。また、「第 2 章（２）イ」では、さらに小中一貫教育を進めるために、小・小学校間、小・中学校間に物理的に距離があることの課題について述べています。 小中一貫教育のメリットについては、「第 2 章（２）ア及びイ」の中で取り上げています。デメリットについては、「第 2 章（３）イ」の（ア）と（イ）に示している「遠距離通学児童生徒の安全な通学」「少人数教育のよさの継続」「小・中学校の節目」が考えられ、今後の丁寧な検討が望まれます。 また、令和 5 年度から町内教職員が一体となって小中一貫教育に係る研究が進められていますが、ご意見のとおり、小中一貫教育のよさと必要性については、児童生徒や保護者、地域住民に十分に伝わる工夫が望まれます。